

【以下余白】

2010 年度

刑 事 法 問 題 用 紙

注 意

1. 試験開始の指示があるまでこの問題冊子を開いてはいけません。
2. 解答用紙は黒インクのボールペンまたは万年筆で記入してください。黒インクのボールペンまたは万年筆を忘れた者は監督に申し出てください。(黒鉛筆・シャープペンシルなどを使用してはいけません。)
3. この問題冊子は4ページまでとなっています。試験開始後、ただちにページ数を確認してください。
4. 解答用紙にはすでに受験番号が記入されていますので、あなたの受験番号の番号であるかどうかを確認してください。
5. 解答は解答用紙の指定された解答欄に記入し、その他の部分には何も書いてはいけません。
6. 解答用紙を折り曲げたり、破ったり、傷つけたりしないように注意してください。
7. この問題冊子は持ち帰ってください。

【事例】

Xは、10月3日午後8時頃、住んでいるアパート2階の共同トイレで用を足していたところ、かねてより感情的に対立のあった同アパートの隣人Aがトイレの使い方について注意してきた。Xは、これに腹を立ててAの顔面を素手で2、3回殴打し、そのまま2階にある自室に戻った。約30分後、玄関を叩く音がしたため、Xは同居人Yが帰宅したかと思ってドアを開けたところ、さっき殴られたことに怒ったAが、Xめがけていきなり金属バットを振り下ろしてきた。とっさに避けきれず頭部を殴打されたXは、「Aの分際で何を考えてるんだ」などと怒鳴りつけたが、Aが続けて殴りかかってきたので、これ以上殴られないように、身をかかわしてバットを掴んで引っ張り、自室前の廊下でしばらくAともみ合いとなった。しかし、XはAがいつまでもバットを放さないため、このままでは更に殴られるとの思いから、Aを思い切り突き飛ばした。この衝撃でAは、2階廊下突き当たりにある外階段踊場の鉄柱に頭部を強打したが、その際にうっかり足をすべらせ、階段降り口柵の外側に身体が回り込んでしまい、両手でその柵にぶら下がる状態となった。Xはこれを見て、「馬鹿なことを考えんなよ」と捨て台詞を残して再び自室に戻った。

すぐにAが体勢を立て直して上がって来ようとしたところ、この一部始終を見ていたYは、Xに攻撃をしかけたAを憎らしく思い、今後Xに対して手出しができないようにこわい思いをさせて懲らしめてやろうと考え、「もうこんな真似するなよ」と言いつつ、柵をつかんでいるAの手を引き離して、3メートル下のアパートの駐車場に転落させ、その際にAは頭部を強打した。しかし、まもなくAは立ち上がりふらつきながらも歩いて自室に入っていったので、Yは、Aが重傷を負ったなどとは思わず、Xの部屋に戻った。翌4日未明頃、Aは自室で死亡したが、結局、死因となった脳内出血を惹き起こした頭蓋骨骨折が、XによるものかYによるものかは不明なままであった。

1 上記の【事例】で、Aの死亡が通報されて警察の捜査が開始された場合に関し、次の(1)～(4)の各点について、それぞれその根拠条文を示して簡潔に説明せよ。解答は、紺色の解答用紙(その1)にしるせ。

(1) 警察官がAの死因の解明を専門家に依頼する手続。(1行以内)

(2) (1)の依頼を受けた専門家はその判断を記載した書面の証拠能力。(10行以内)

(3) 警察官が付近の聞き込みでXがAと不仲であったことを知り、Xに警察署で事情を聴く方法。(2行以内)

(4) Aの金属バットがX方に置いてあった場合、これを証拠として警察が確保する方法。(2行以内)

2 【事例】におけるX及びYの罪責を論ぜよ(特別法違反の点は除く)。解答は、茶色の解答用紙(その2)にしるせ。